

「袴田事件」の速やかな再審公判開始及び袴田巖氏の雪冤を求める会長声明

令和5年3月13日、東京高等裁判所は、いわゆる「袴田事件」に関する第二次再審請求事件について、平成26年3月27日に静岡地方裁判所が行った再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却し、検察官が特別抗告を断念したことにより再審開始決定が確定した。

同再審開始決定で、裁判所は、有罪の根拠とされた証拠について、「捜査機関が隠した可能性が極めて高い」と判断した。

「袴田事件」とは、昭和41年6月30日未明、静岡県旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。

同事件では、同会社の従業員であり元プロボクサーであった袴田巖氏が被疑者として同年8月に逮捕された。

袴田氏は当初から無実を訴えていたが、警察や検察からの連日連夜の厳しい取調べを受けた結果、勾留期間の満了する直前に、本件犯行を「パジャマを着て行った」と自白させられ起訴された。ところが、事件から1年2か月後の一審公判中に、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンクの中から発見され、検察官は、犯行着衣はパジャマではなく犯行途中で着替えてタンクに隠した「5点の衣類」であると冒頭陳述を変更、裁判所もそのとおりに認定して、死刑判決を下した。自白させられ、公判において否認したものの、死刑判決を受け、昭和55年12月に同判決が確定した。

袴田事件の再審請求の経過は次のとおりである。

第一次再審請求は、昭和56年に申し立てられ、平成20年に最高裁判所で弁護側の特別抗告が棄却されて終結した。

第二次再審請求は、上記特別抗告棄却後の平成20年に申し立てられ、平成26年3月27日、静岡地方裁判所（村山浩昭裁判長）が再審開始と、袴田氏の死刑及び拘置の執行停止を決定し、袴田氏は同日午後に東京拘置所から釈放された。静岡地方検察庁は、東京高等裁判所に拘置停止について抗告を申し立てたが、東京高等裁判所は、拘置停止決定を支持し、抗告を棄却した。

同月31日、静岡地方検察庁は、再審開始を認めた静岡地裁の決定を不服とし

て即時抗告を行った。

同抗告審における弁護側の証拠開示請求に対して、静岡地方検察庁が一審当時から「存在しない」と主張し続けてきた、袴田氏有罪の証拠である「5点の衣類」の写真のネガフィルムが、静岡県警察で保管されていた事実が判明した。

しかし、平成30年6月、同即時抗告に対して、東京高等裁判所は、静岡地方裁判所の再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

弁護側が、最高裁判所に特別抗告を行い、令和2年12月、最高裁判所（林道晴裁判長）が、「再審請求を棄却した東京高等裁判所決定には審理を尽くさなかった違法がある」としてこれを取り消し、東京高等裁判所に審理を差し戻した。

今回の東京高等裁判所の再審開始決定は、最高裁判所の決定を受けて行われていた即時抗告審の審理結果である。

事件発生からは56年、第一次再審請求からは42年、第二次再審請求からも15年が経過した。袴田氏は現在も「死刑囚」の身分のままである。袴田氏は87歳になり、再審の請求人で袴田氏の実姉である袴田ひで子氏は90歳と両名がいずれも高齢であることからすれば、袴田氏の正当な権利回復に向けては、時間的猶予は全くないといわざるをえない。

そこで、当会としては、これ以上の手続き遅延を招くことは著しく社会正義に反することに鑑み、速やかに再審公判を開始するとともに、同公判において、袴田氏の無罪が認められることを強く希求するものである。

また、当会は、再審請求事件における証拠開示の法制化、検察官の抗告禁止をはじめとする、えん罪を防止するための刑事訴訟法の速やかな改正を強く求めるものである。

2023年（令和5年）6月12日

高知弁護士会

会長 紫 藤 秀 久